

# 不適正な経理処理に関する緊急内部調査結果報告書（概要版）

平成 22 年 9 月 10 日

神戸市

市民の皆様へ

本市環境局において、物品調達事務に携わる職員が、消耗品の架空発注等の法令違反の公金支出を繰り返し、多額の損害を与えるという市政に対する市民の皆様の信頼を大きく損ねる不祥事が発生しました。

このような状況に鑑み、全庁的な実態把握を行うため、物品調達に関する経理事務について緊急内部調査を実施し、このたび、調査結果を取りまとめました。

本調査により、過去 6 年間で、168 所属において、合計約 2 億 1 千万円の不適正な経理処理が行われていたことが確認されました。

不適正な経理処理の大半は、公務遂行に必要な支出でありましたが、一部、私的流用が疑われるものや公金の支出として不適切なものが含まれていました。

このような行為で、市民の皆様の信頼を裏切る結果となったことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に心からお詫び申し上げます。

今後、不適正な経理処理によって市に与えた損害については、関係職員に返還させるとともに、不適正な経理処理に関係した職員について詳細な調査を行った上で、処分を行う予定です。

また、既に、6 月 11 日に再発防止策の取り組みを取りまとめ、7 月 26 日より①口頭による発注禁止、②市標準様式の「見積書」「納品書兼検査調書」の見直しなどを内容とする「新たな専決調達事務」について実施するとともに、9 月 1 日から不適正な経理処理に関する外部通報制度を開始しました。

今後は、全職員が一丸となって、関係者の協力も得ながら再発防止施策を着実に実施し、一日も早く市民の皆様から信用と信頼が得られるように努めていきます。

神戸市長 矢田 立 郎

## 1 調査概要

(1) 調査時期 平成 22 年 6 月～8 月

(2) 調査対象年度 平成 17～21 年度 (※)

(※) 一部の局については、平成 16 年度から調査対象としている。

(3) 調査対象科目 消耗品費，印刷製本費にかかる需用費

(4) 調査対象所属 335 所属 (※)

(※) 学校園については、現在調査中であるため調査結果には反映していない。

### (5) 調査方法

- ① 事業者に対する書面調査の実施
- ② 事業者からの関係書類の徴集
- ③ 各所属における関係書類の照合及び職員へのヒアリング
- ④ チェックリストに基づく自主監査（物品（備品）管理事務，専決契約事務）
- ⑤ 行財政局における実地調査

## 2 不適正経理の分類

不適正な経理処理について、次のとおり分類した。

分類	内容	考え方	例示
a	会計年度の異なる支出	支出命令書等の内容と同じ物品であるが，納品日と会計年度が異なる支出	消耗品全般
b	消耗品等の差替え	支出命令書等の内容とは異なる物品として，業務に使用する消耗品等が納入されているもの又は印刷に伴う作業料や送料，廃棄料など本来役務費で支払うべきものを需用費で支払っていたもの	消耗品全般，作業料など
c	備品等の差替えで現物確認できたもの	支出命令書等の内容とは異なる物品として，公金としての支出が可能な他の支出科目の備品等が納入されたもののうち，職場において現物を確認できるもの (備品台帳で廃棄処分の確認ができるもの，複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む)	業務用パソコンなど
d	備品等の差替えで現物確認できないもの	支出命令書等の内容とは異なる物品として，公金としての支出が可能な他の支出科目の備品等が納入されたもののうち，現物を確認できないもの	所在不明の業務用備品
e	備品等の差替えで公金の支出として不適切なもの	支出命令書等の内容とは異なる備品等が納入されたもののうち，公金の支出として不適切なもの	リクライニングチェアなど
f	消耗品等の差替えで公金の支出として不適切なもの	支出命令書等の内容とは異なる消耗品等が納入されたもののうち，公金の支出として不適切なもの	飲食物など
g	私的流用の疑いがあるもの	支出命令書等の内容とは異なる物品等が納入されたもののうち，私的流用の疑いがあるもの	私的流用の疑いがある備品など

### 3 調査結果

#### (1) 私的流用の疑いがあるもの

分 類		金 額	支出命令件数	所属数
g	私的流用の疑いがあるもの	741,615 円	2 件	1 所属

#### (事実概要)

契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の市の会計書類を作成し、業者に経費を支払い、後日、パソコンやデジタルカメラ等を納入させた事案について、関係書類の調査及び不適正な経理処理を行った職員の供述等から、パソコン2台、デジタルカメラ1台及び周辺機器一式 計741,615円について私的流用の疑いが判明した。しかし、その後当該職員が失踪したため、本人が供述している物品の現物確認ができていない。引き続き詳細について調査を行っていく。

#### (2) 公金の支出として不適切なもの

分 類		金 額	支出命令件数	所属数
e	備品等の差替えて公金の支出として不適切なもの	531,003 円	7 件	4 所属
f	消耗品等の差替えて公金の支出として不適切なもの	523,643 円	8 件	3 所属
小計		1,054,646 円	15 件	7 所属

#### (事実概要)

確認されたものは、リクライニングチェア1脚、個人の使用にかかる冷蔵庫1台、電子レンジ2台、職員用トイレの温水便座切替え工事費及び職員が飲食するためのお茶やスポーツドリンク、インスタント食品、職員の親睦行事で使用した「くじ」、展示作品の借用謝礼にかかる商品券である。

#### (3) 備品等の差替えて現物確認できないもの

分 類		金 額	支出命令件数	所属数
d	備品等の差替えて現物確認できないもの	1,065,812 円	11 件	5 所属

#### (事実概要)

差替えて購入し、かつ、現物確認できない備品はパソコン2台、パソコンソフト2本、デジタルカメラ3台、プリンタ1台、である。

以上の(1)～(3)については、不適正な経理処理によって本市に損害を与えていることから、該当する所属又は責任の所在が明らかなのは個人に全額返還させる。

#### (不適正な経理処理であり、職員から返還を求めるもの)

分類	金 額	支出命令件数	所属数
d～g	2,862,073 円	28 件	(※)9 所属

(※) 所属数は延べ数ではなく重複を除いた実所属数

(4) 公務遂行に必要な物品等の購入であったが、不適正な経理処理であったもの

分類	金額	支出命令件数	所属数
a 会計年度の異なる支出	69,551,146 円	761 件	125 所属
b 消耗品等の差替え	66,881,451 円	1,462 件	104 所属
c 備品等の差替えで 現物確認できたもの	69,941,379 円	542 件	78 所属
小計	206,373,976 円	2,765 件	(※)168 所属

(※) 所属数は延べ数ではなく重複を除いた実所属数

(事実概要)

a 会計年度の異なる支出

年度末に残額が生じた予算を執行するため現年度の予算で支払っていた。(翌年度納入)

年度替わりの事務処理が滞ったため支払が間に合わず、次の年度の予算で支払っていた。(前年度納入)

b 消耗品等の差替え

メモリカードやハードディスクなど備品とならない物品(2万円以下)を異なる事務用品等に差替えて市の会計書類を作成し支払っていた。

印刷に伴う作業料や送料、廃棄料など本来役務費で支払うべきものを需用費でまとめて支払うため、印刷物等の単価や数量を実際より増やして会計書類を作成し、支払っていた。

c 備品等の差替えで現物確認できたもの

備品購入費が不足していたため、公務で使用する備品を異なる事務用品等に差替えて市の会計書類を作成し支払ったもので、現物が確認できたもの。

差替えで購入した備品は、パソコン、パソコンソフト、デジタルカメラ、ビデオカメラ、プリンタ、テレビ、空気清浄機、加湿器、冷蔵庫、ロッカー、キャビネット、机、いす、シュレッダーなどであった。

(5) 集計結果

	金額	支出命令件数	所属数
調査対象	6,382,550,965 円	105,401 件	335 所属
不適正な経理処理	209,236,049 円	2,793 件	168 所属

(※) 不適正な経理処理には、環境局における事件にかかる 73,393,793 円を除く

#### 4 不適正な経理処理に係る職員等からの返還

公金の支出として不適切なものや私的流用にかかるものは、該当する所属又は責任の所在が明らかかなものは個人に全額返還させる。

また、公務に必要な物品であっても現物確認できないものは、適正な管理を怠ったため、税金から購入した物品等を遺失させたものであり、該当する所属に全額返還させる。

#### 5 不適正な経理処理に係る職員の処分

今回の内部調査において明らかになった不適正な経理処理に関係した職員については、詳細な調査を行った上で、処分を行うことを予定している。

#### 6 再発防止策

再発防止策の取り組みとして6月11日に「物品調達の手続きに関するルールの運用方法の見直し」や「所属以外での牽制機能の強化」などを中心に取りまとめ公表している。

具体的な取り組みとして、①口頭による発注禁止、納入業者の様式である納品書を活用した納品検査の徹底、市標準様式の「見積書」「納品書兼検査調書」の見直しなどを内容とする「新たな専決調達事務」について7月26日より実施するとともに、②不適正な経理処理に関する事業者からの外部通報制度を9月1日から開始している。

今後、外部有識者もメンバーに加えた特別内部検査を実施するなど再発防止策を着実に実施していく。また、その実施状況、効果を検証し、検証過程で判明した課題を整理の上、さらに実効性の高い再発防止策の構築に向け検討していく。